

令和7年度第1回小牧市景観審議会議事録

1 開催日時

令和7年5月29日（木）14時00分から15時40分

2 開催場所

小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

3 出席委員（名簿順）

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
石田 知早人	小牧市議会副議長
大野 公大	小牧青年会議所
高原 元助	愛知建築士会春日井支部（途中出席）
松浦 孝憲	小牧商工会議所
中嶋 隆	小牧市文化財保護審議会
倉知 日出美	小牧市女性の会
入江 慎介	小牧市市長公室長

4 欠席委員

八木 裕介 小牧市観光協会

5 事務局

舟橋 朋昭	小牧市都市政策部長
川島 充裕	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由紀子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主査
野田 茜音	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師

6 傍聴者

5名

7 会議内容

1. 開会
2. 小牧市景観審議会について
3. 会長及び会長職務代理者の選出について
4. 議題
 - (1) 小牧市屋外広告物条例の制定について
5. その他
6. 閉会

◆議事内容

【事務局（馬庭係長）】

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様ご承知おきのとおり、本市は昨年度に景観法に基づく景観計画の策定及び景観条例の制定を行い、3月31日付けでこれまでの小牧市都市景観条例を廃止し、4月より新しい、小牧市景観条例が施行されたところであります。

これにより旧条例に基づき設置しておりました小牧市都市景観審議会も、新しい景観条例を設置根拠とする、小牧市景観審議会とし、この会議に先立ち改めて委員の就任を、お願いさせていただいたところであります。

委員の皆様におかれましては、委員就任につきまして、ご快諾を賜り、重ねてお礼申し上げます。

委員の皆様方のお手元には委嘱状を配付させていただいており、任期は本日より2年間、令和9年5月28日までとなりますのでよろしくお願いいたします。

本来であれば委員お1人お1人に交付をさせていただくところでございますが、時間の都合上このような形に変えさせていただきましたことをご了承ください。

また委員及び事務局職員の紹介につきましては、小牧市景観審議会委員名簿及び事務局名簿をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではただいまより令和7年度第1回小牧市景観審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は8名であります。

従いまして、小牧市景観条例等施行規則第22条第2項により本会議は成立をいたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して、都市政策部長の舟橋より挨拶を申し上げます。

【事務局（舟橋部長）】

改めまして、皆さんこんにちは。都市政策部長の舟橋でございます。

本日は小牧市景観審議会ということで、お忙しい中にもかかわらずご出席いただき誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては日頃より、本市の景観行政に限らず、市政各般にわたりご支援ご協力を賜りますことを深く感謝申し上げます。

本審議会は先ほど事務局より説明がございました、本年4月より施行しました、新たな条例に基づき設置するものであり、良好な景観の形成を目指し、委員の皆様にご協力をいただきながら、施策を推進して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の議題としましては、新たに制定いたします小牧市屋外広告物条例の制定について、となっております。屋外広告物は景観を構成する重要な要素でありますので、委員の皆様におかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付をさせていただいておりますが、次第に記載のとおりとなっております。

資料の不足などございましたらお申し付けいただければと思います。

それでは、会長選出前ですのでこのまま私が次第に沿って進めさせていただきます。

次第の2、小牧市景観審議会について、事務局より説明いたします。

【事務局（丹羽課長）】

都市計画課長の丹羽と申します。私の方から、小牧市景観審議会について説明をさせていただきます。

それでは、次第2、景観審議会について説明をさせていただきます。

冒頭で少し説明がありましたが、本審議会は、4月より施行されました、小牧市景観条例に基づき、新たに設置された審議会ということになりますので、簡単に概略を説明させていただきます。

資料1の景観条例の位置付けをお願いいたします。

上段には条例の抜粋が記載されております。

本審議会は、景観に関する事項を調査審議させるために設置されており、学識経験のあるもの、市民の代表者、市議会の議員、市職員の10人以内で組織をされております。

続きまして、下枠の景観条例施行等規則の抜粋をお願いしたいと思います。

本審議会には会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとなっており、審議会を開催するには、委員の過半数の出席が必要となります。

なお、会長につきましては、後程選出いたしますのでよろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

ただいま説明がありましたことについて、何かご質問等はございますか。

ないようですので、次第の3、会長及び会長職務代理者の選出について、に移ります。

本審議会の会長につきましては、小牧市景観条例等施行規則第21条第1項に、審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めるとございます。

どなたか立候補またはご推薦をお願いいたします。

石田委員をお願いします。

【石田委員】

学識経験も豊富で、また、これまでの都市景観審議会でも会長をお務めいただいております、瀬口哲夫委員を推薦いたします。

【事務局（馬庭係長）】

ありがとうございます。

ただいま、石田委員より瀬口委員を会長に推薦したいとのご発言がありましたが、他にございませんか。

なければ瀬口委員を会長に選任することについてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしとのことですので、本会議の会長には瀬口委員にご就任いただきたいと思います。

瀬口委員恐れ入りますが席のご移動をお願いいたします。

それでは瀬口会長よりご挨拶をいただきたいと思います会長よろしくをお願いいたします。

【瀬口会長】

改めましてこんにちは。

今日は少し天気が悪く、世の中も何だか騒がしくて落ち着きませんが、小牧市の景観につきましては、この景観計画、皆様方の活発な議論で立派なものができ上がったと思っております。

表紙の写真をみますと、やはり西日がいいんですね。

尾張平野というのは東が山ですので、大体西の方を見た方が景観がいいと言う方が多いと思います。

ですので、小牧市景観計画の表紙の、新しい図書館の夕日の写真は、小牧市の新しい苦労してできた景観だなど、市民の皆様方の評判もアンケートの中では随分高い評価をいただいているので、よかったかなと思っております。

本日はこの景観計画を一步進めて、屋外広告物について議論いただけるということです。よろしくお願いいたしますと思います。簡単でございますが挨拶に代えさせていただきます。

【事務局（馬庭係長）】

ありがとうございました。

以後の進行につきましては、瀬口会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

それでは進行を務めさせていただきます。

続きまして、会長職務代理者の選出がございますので、私の方から指名させていただきます。

小牧市景観条例等施行規則第 21 条第 3 項の規定に基づき、会長の職務代理者に学識経験が豊富な萩原聡央委員を指名したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございます。

萩原聡央委員、よろしくお願いいたします。

それでは議題の方に移ります。

議題 1、小牧市屋外広告物条例の制定についてであります。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

会長、都市計画課長丹羽。

それでは議題（1）、小牧市屋外広告物条例の制定について説明をいたします。

資料 2 をお願いいたします。

屋外広告物につきましては、景観を形成する重要な要素であることを踏まえ、その規制内容等について、景観に関する次事項を調査審議する組織である本審議会において、委員の皆様から意見をお伺いしたく、議題とするものであります。

スライドの 2 枚目をお願いします。

初めに、屋外広告物について説明をさせていただきます。

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板や張り紙、広告版などが挙げられます。

そのため、屋内で掲示されるものや、1 日だけ表示されるものなどは、屋外広告物には該当いたしません。

スライドの 3 枚目をお願いいたします。

屋外広告物のイラストですが、建物の壁面に設置される壁面広告や、突き出し広告、屋上広告板、地面に設置される広告板や広告塔などが申請の中でも多くなっております。

4 枚目をお願いいたします。

こうした屋外広告物に対し、良好な景観形成、風致の維持、また公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示や、屋外広告業について必要な規制の基準を定めることを目的に、屋外広告物法が整備をされております。

スライドの 5 枚目をお願いいたします。

この屋外広告物法により、都道府県と指定都市、中核市は屋外広告物条例を制定することとなっており、具体的な表示の規制や、基準の設定、違反に対する措置や罰則などを設けております。

また指定都市、中核市の他に景観行政団体である市町村も、県との協議を行った上で、屋外広告物条例を制定することが可能となっております。

スライドの 6 枚目をお願いいたします。

これまでの本市における屋外広告物の事務につきましては、愛知県屋外広告物条例に基づき、広告物表示等の許可や貼り紙、貼り札といった違反簡易広告物の除去を行っております。

こうした中、令和 5 年 6 月に本市は景観行政団体に移行し、本年 3 月には小牧市景観計画を策定したところであり、本市の地域特性や景観計画を踏まえた規制誘導を行い、景観行政と一元的に取り組んでいくことを目的に、小牧市屋外広告物条例を制定していくこととしたものであります。

スライドの 7 枚目をお願いいたします。

条例の制定に向けたスケジュールであります。本日の審議会後、いただいた意見等を踏まえ、7 月頃に第 2 回審議会、その後、8 月から 9 月にかけてパブリックコメントを実施し、10 月の第 3 回審議会でもパブリックコメントの結果と、条例の最終案をお示ししたいと思っております。

その後、12 月に条例を公布し、周知期間を経て、令和 8 年 4 月に条例を施行する予定としておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、スライドの 8 枚目をお願いいたします。

小牧市の条例で定められる事項についてであります。

先ほども少し説明いたしましたが、屋外広告物の設置に対して、規制を設けることができます。

規制の内容につきましては、①一定の地域、場所または物件について表示することを禁止する、②広告物を表示することに対して、許可制とする、③広告物の形状面積色彩に対して基準を設定するなどが挙げられます。

また、これらの規制に違反した場合の措置として、措置命令などの必要な措置を行うことができることとし、罰則規定を設けることが可能となります。

スライド 9 枚目をお願いいたします。

小牧市屋外広告物条例（案）の概要について説明をさせていただきます。

基本的にはこれまでの愛知県屋外広告物条例の規制区分と仕組みを維持しつつ、市の景観情勢を踏まえ、必要と思われる規制を追加していくことを検討しております。

条例の構成といたしましては、広告物の表示の制限や、許可の基準等について第 3 条から第 11 条に、設置した広告物に対する管理義務や違反に対する措置等について第 12 条から第 23 条に、市長が指定する事項について本審議会へ諮問することを第 24 条に、市長が指定する事項について告示をすることや手数料の徴収等については第 25 条から第 27 条に、罰則については第 28 条から第 31 条に規定をしております。

続いて 10 枚目をお願いいたします。

規制内容のうち、屋外広告物の表示が禁止となる地域や物件について説明をさせていただきます。

屋外広告物法では、条例で定めるところにより、良好な景観を維持するために必要があると認めるときは、地域または場所について、屋外広告物の表示または掲出物件の設置を禁止することができることとしております。

なお、後程詳細は説明いたしますが、禁止地域においても、自社の広告物など必要最小限な広告物については一部設置可能となっております。

続いて 11 枚目をお願いいたします。

禁止とする地域についてであります。

愛知県の条例で禁止地域となっていたものは引き続き市条例でも禁止地域としておりますが、変更した点につきましては、知事が指定するものとしていたものを市長が指定するもの

としたこと、また、国県の文化財に加え、市指定の文化財について追記をしております。

また項目の 4、高速道路・自動車専用道路の全区間及び、市長が指定する道路、鉄道の区間、項目 5、道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域について説明をさせていただきます。

12 枚目をお願いいたします。

本市では、県条例に引き続き、国道 41 号、国道 155 号及び名鉄小牧線を市長が指定する道路及び鉄道とし、図のような規制をとることとしております。

1 つ目として、高速道路の区間及び路端から 500 メートルの区域、2 つ目として、国道 41 号の区間及び路端から 100 メートルの区域、3 つ目として、国道 155 号及び名鉄小牧線の区間について、禁止地域として設定をいたします。

なお、この道路・鉄道の禁止地域に該当する場合でも、国勢調査の結果により、ある程度人口が密集している地域や用途地域が商業地域など、広告物が必要となると想定される地域については、禁止地域ではなく許可地域が適用されることとなります。

続いて 13 枚目をお願いいたします。

こちらは広告物の表示が禁止される物件となりますが、こちらも愛知県条例で禁止物件となっていたものを引き続き禁止としております。

14 枚目をお願いいたします。

許可地域について説明をさせていただきます。

禁止地域に該当しない場合においても、広告物を表示する場合は、市長の許可が必要とし、場所や広告物の種類により許可基準を設定することで、無秩序に広告物が設置されることを抑制いたします。

また景観条例により設定された景観重点地区においては、本市独自の基準を設定し、自社の広告物である自家用広告物以外の広告物、例えば野立ての貸し看板などは設置することができないこととしております。

なお、設置できる自家用広告物についても、色彩基準等を設置することを検討しております。

続いて 15 枚目をお願いいたします。

適用除外の規定についてであります。

先ほど説明しました禁止等においても、社会生活を営む上で最小限必要な広告物については規制の適用を除外し、設置を可能とする規定であります。

禁止地域、禁止物件の規定、また許可地域における許可についても不要で設置できるものについては、法令の規定により表示する広告物や、選挙運動のためのポスター、自家用広告物で一定の規模以下のものなどが挙げられます。

これらの適用除外の基準についても、愛知県条例と同じ基準を設定しております。

続いて 16 枚目をお願いいたします。

適用除外の基準の中で新たに追加する項目が 2 つございます。

1 つ目として、公共目的で設置されたものに表示する広告物で、徴収した広告料物件の維持管理費に充てるもの、例えば、市が設置する案内板のすみに企業名を表示させ、企業から

徴収した広告料を案内板の維持管理費に充てるなどということになります。

また、公共空間等におけるにぎわいの創出などに寄与すると認められる広告物、例えば公園内で開催される民間のマルシェなどイベントに関連した広告、これについては禁止地域等においても設置できるものとしております。

続いて 17 枚目をお願いいたします。

本条例では、違反に対する措置や罰則基準等も設けております。

なお、これらの内容につきましても、愛知県の条例から特に変更はございません。

以上簡単ではございますが、屋外広告物条例の内容について説明をさせていただきました。

なお本日参考資料として、条例案の全文、また施行規則の案についても配付しておりますので、詳細内容につきましては、お時間があります際にご確認いただければと思います。

以上が説明となります。

【瀬口会長】

はいありがとうございました。

小牧市屋外広告条例の制定について説明をいただきましたが、委員の皆様方から何かございますか。

【中嶋委員】

この市の条例が施行されますと、県条例との関係はどうなるのでしょうか。

県条例は小牧市にはもう適用されないということになるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

市の条例の設置に関しましては愛知県とも協議を行い、景観行政団体が処理することができ事務に関する条項について、県条例から除外され、市の条例に規定することになります。

ただ、市の条例で定めることができる項目が決まっており、例えば屋外広告業の登録ですとか、そういったものは引き続き県の方の条例が適用されることとなります。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

他にはどうでしょうか。

【石田委員】

今回条例を制定するということですが、いわゆる禁止地域に今回指定されるような場所にすでに広告はあるのでしょうか。

例えば、景観重点地区にすでに広告があつて、それが条例違反になるというような事例があるかどうか、もしくは、そういった場合にどのような手続きを取るのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

景観重点地区については、自家用広告物は許可できますが、その他については許可できないという禁止地域に近い内容になっておりますが、すでに設置された看板はございまして、

そういったものについては、現在の許可期間は有効となりますが、その後の更新ができないという形になります。

条例施行後は許可の更新ができなくなるので、撤去していただくというような措置になると思います。

【瀬口会長】

ありがとうございました。他にはどうでしょうか。

【松浦委員】

今の質問と少しかぶるところがあるのですが、高速道路近辺の禁止区域の建物の上にある看板、条例にほぼ抵触するのではないかというのが実際見受けられますが、そういったものも同じように許可期間が切れた場合は、小牧市の条例で見直しをかけるというような形になるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

高速道路及び国道 41 号線の禁止区間などについても、人口密集地域、DID 地区と呼んでおりますが、この人口が密集する地区については許可地域が適用されます。

ただし、この DID 地区は国勢調査に基づき設定されておりますので、5 年に 1 回は変動する可能性があります。今までは DID 地区だったのですが、そこから外れて禁止地域となった場所については、次回以降の更新ができなくなる旨を申請者にお知らせしています。

【瀬口会長】

高速道路の沿線というのは、高架下とがありますよね。

高架下沿線は高速道路からは見えませんが、規制が適用されるという考え方でいいですか。

高架の高速道路は東名みたいに下に一般道がない場合と、小牧の 41 号線のように上に高速道路があって下が一般道になっている場合があると思うのですが。

【事務局（丹羽課長）】

高速道路から実際に見ることができない看板については許可地域が適用されることとなります。

【瀬口会長】

下道については別途定めることができるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

国道 41 号については、上に高速道路が通っていますが、下の国道 41 号を指定道路としています。

【瀬口会長】

ありがとうございます。他はいかがですか。

【石田委員】

従来は愛知県の条例で対応してきたということですが、いわゆる無届けで設置されているような広告というのは過去あったのでしょうか。

また、そういった場合は、市の職員さんが巡回しているのか、誰かから違反じゃないかと申出があるのか、従来の対応はどうだったのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

市で巡回等はしておりませんが、この看板は許可を取っているのかという問い合わせがあれば、市で確認し、無許可の場合は申請を出していただく、禁止地域の場合は撤去していただくよう指導しているという状況です。

【瀬口会長】

屋外広告物のいろいろな情報を看板に載せていて、それをスマホで検索すると分かるということをやっている市町村もあるみたいで、そうすると、今のご指摘があったような違反の対応というのが、市の職員が回らなくてもチェックができるようになるんじゃないかと思います。

省力化していかなければならないという方向があるみたいですけど、その辺りは今後どのようにしていくお考えですか。

【事務局（丹羽課長）】

一応本市においても、まちレポこまきという制度がございまして、そちらで違反簡易広告物の通報ができるようになっておりまして、受理しましたら職員が対応しております。

また違反簡易広告物につきましては、職員が現場に出た際に見回り、発見すれば撤去を行っております。

【瀬口会長】

他にはどうでしょうか。

【中嶋委員】

私はこういう分野、屋外広告物についてはあまり詳しくないので、最初この資料を見たときに小牧市はすごいこと始めるのだと勘違いしてしまいましたが、そのあと県条例で既に事務を進めていると。そこで県条例と見比べたらほとんど変わらないですね。むしろどこが変わっているのかっていうのを教えてもらいたい感じがしました。

先ほど、市の指定文化財が新たに加わりましたとか幾つかあるようですが、それ以外にも対比表みたいなもので示してもらえるとすごくありがたいです。

県条例と市条例を見比べるのはとても大変で途中で諦めてしまいましたので、そういうものがあれば、今回、本市の地域特性とか景観計画とか、そういったものとリンクした規制をやろうとしているということが見えてくると思いますので、そのような資料があるとありがたいなと思いました。

【事務局（丹羽課長）】

県との条例との違いということですが、まず1点が景観重点地区、やすらぎみちというのが小牧山の麓から市道犬山公園小牧線の交差点まで指定されておりますが、今までは通常の

許可地域となっておりますが、重点地区については自己用の広告、自社でつける広告以外のものについては、原則掲出することができないということがあります。

また、先ほどありました市の文化財の近辺が市長の指定することにより禁止地域等になれるという規定がもう1つ。

また、適用除外できる広告物で、にぎわいの創出につながる場合についての広告物と、公共目的で設置されたものに表示し、広告料収入をその維持管理費にあてる広告物は設置可能となります。

今申し上げたところが大きく変わったところという形になります。

【事務局（馬庭係長）】

県条例との違いということでしたが、条例案を参考資料ということで全文配布しておりますが、分かりにくい資料になっていたかと思いますので、県条例と市条例の違いをまとめさせていただきます。後日、委員の皆様配布させていただきたいと思います。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

公園内のイベントに関連した広告物は可能ということですが、Park-PFI はいかがですか。

旧図書館跡地はもう整備されたでしょうか。あそこの広告物というのは収入があるから設置可能とかそういうことでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

6月1日から供用開始するイーストパークですが、PFIを適用し、星乃珈琲ができました。

店舗の看板については自家用広告物という扱いになりますし、その他で例えばにぎわいマルシェですとか、違ったイベント等を公園の中で行う際の看板だとか、そういったものについてはにぎわいにつながるということで、適用除外で掲出できるという内容になります。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

11 ページに市の文化財周囲 50m の地域が禁止地域とありますが、都市公園の区域というのは、都市公園内ということですから周囲は含まれないのですよね。

結構公園は眺めがいいので、公園の周囲に、大きな看板を出したいと考える、実際に東京都で出している例もありますけど、公園の敷地外とか、古墳の周囲、学校とか官公署の周囲も含めるということは難しいでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

文化財以外の場合、県条例では敷地内のみを禁止地域としておりますので、周囲の広告物への影響も考慮し、現時点ではそれを踏襲する内容で考えております。

【瀬口会長】

拡大する余地はあるか検討していただけるといいかと思います。

【萩原委員】

先ほどご説明いただいたとおり、県条例の適用が外れ、市の条例を制定するということが、経過措置のところはそれでいいと思いますが、その他で県条例が適用される場面はあるのでしょうか。聞き違いだったらすみません。

また、先ほど、県条例と市条例との違いを一覧表にさせていただけるということでしたので、もし県条例が適用される場面があるならばそこも記載して欲しいなと思います。

あと、新たに小牧市が設けた中で、例えば5条のところ、資料 14 ページのところで、色彩基準については今後設定予定ということで記載されています。

おそらくこの色彩についても、この条例で許可制にするのだろうなという認識は持っているのですが、今後、条例の中に、あるいは条例の施行規則の中かどこかに記載していくのかということについて教えて欲しいです。

もう1点、第6条で、公益上必要な看板に協賛企業で広告料収入を得るというこの点についても、とてもいい取り組みなのかもしれません。

その上で、他市町においてもこうした事例があるのか気になりました。他の先行事例というか先行自治体等があるのか、特に愛知県内でもしご存じでしたら教えて欲しいです。

以上3点についてお願いします。

【事務局（丹羽課長）】

まず1点目の県条例が適用されるケースですが、屋外広告物業の登録については引き続き県条例によりまして、県へ登録する必要があります。市条例で規定できる項目が屋外広告物法の中で決まっております、広告物の表示の制限等や違反に対する措置などについて条例で定めていくという内容となっております。

2点目ですが、7 ページ、やすらぎみちにおける色彩基準について設定予定となっております。条例には色彩基準を規定しませんが、要綱等で基準を定めていく予定です。

やすらぎみちに関しましては、景観重点地区ということで工作物や建築物の色彩基準を設けていることもありますので、他の事例等も含めまして検討し、要綱等で基準を定めていきたいと思っております。

3点目ですが、県内では名古屋市の事例は把握しておりますが、まだあまり事例が多くない状況でありまして、もう少し他事例を探しながら検討していきます。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

やすらぎみちについてですが、県の条例よりも厳しい基準にするわけですね。

緩くすることも可能なのでしょうか。

国や県など、普通は大きければ大きいほど不適合が多くなるのでルールとしては緩くなるのですが、それが市町村になってくると範囲が小さくなりそれぞれの個性に合った規制ができるので厳しくすることはできると思います。

法律の趣旨としては厳しくするのだろうと思いますが、反対に緩くすることもできるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

例えば、広告物を活用してにぎわいを創出していきたい地区など、広告物がある景観を目指す方針があれば可能かと思います。

【瀬口会長】

それからいわゆるネーミングライツ、これは看板じゃないのですよね。
仮に〇〇企業と書いてあっても、建物名称は看板ではないということです。

【事務局（馬庭係長）】

ネーミングライツは、例えば歩道橋でみますと、民間企業の名前が入ってはいますが歩道橋の名称ということになりますので、あくまでも公共目的の広告物ということになり、通常の屋外広告物で許可が必要とかそういった類のものではなく、適用除外を受けるような広告物という取り扱いになります。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

名古屋市でやっている広告というとバス停があります。

バス停の設置を民間に委託しており、バス停に掲載する広告料収入でバス停を新しく作っているんですね。

広告料収入があるので割とおしゃれなバス停ができています。市が設置している昔からのバス停は何か寂れた感じのバス停なのでその辺は痛し痒しの問題ですね。

でもバス停の広告はデザインが審査されているみたいで、あまり不快な内容のものとか、デザインの悪いものはないみたいですね。

大野委員、どうでしょうか。

何かありましたらお願いします。

【大野委員】

先ほど石田委員の質問の答えで、まちレポ小牧についてありましたが、個人的にはいいなっているのですが、恥ずかしながら最近まで知りませんでした。ホームページには載っているのですが、何か他に、周知ってどのようにされているのか教えてください。

【事務局（丹羽課長）】

市のLINEやホームページ等で周知を行っております。

【瀬口会長】

先ほどの説明では、まちレポこまきは簡易除却が対象だということだったので、一般広告物も市民からの通報で何らかの対応ができたほうがいいのかなと思うのですが。

【事務局（丹羽課長）】

現状では簡易広告物という扱いのものが対象として、県条例で権限委譲を受けている部分が貼紙などの簡易広告物で、通報いただければ市でも除去ができるということでこの通報システムになっています。

ですので、今後条例ができましたら、簡易広告物以外の罰則等の権限も小牧市となりますので、まちレポこまきでそういったものの通報ができるようになるかはまた検討していきます。

いと思います。

【瀬口会長】

県条例の限界だったので、市の条例になれば、一般広告物についても可能になるという認識でいいのですね、可能になるかもしれない。

【事務局（丹羽課長）】

今後検討していきます。

【瀬口会長】

では、高原委員、お願いします。

【高原委員】

本日は遅れまして申し訳ございませんでした。

普段、この屋外広告物というのをほとんど見てなかったため、これから少しずつ気をつけて見ていきたいと思っています。

【瀬口会長】

高原委員が前に言っていました、家庭の樹木が道路にはみ出しているっていう話があったかと思います。

私が住んでいる市の広報見ていましたら、広報で書いてありました。

樹木を道路にはみ出さないに注意をなさって。

ですので、もっと市の広報などで時々道路にはみ出さないようにと注意するというのもいいかもしれませんね。前にご意見いただいたので。

倉知委員、いかがですか。

【倉知委員】

少し話が違うかもしれませんが、信号近くにある広告について、信号近くは危ないと思うのですが、規制はあるのでしょうか。

時々スクリーンのある広告のようなものを信号の近くで見かけることがあるのですが、映画館であればその映画のためにスクリーンを出してやっているということもあると思うんですけれども、一般の企業の広告を出しているところがあるのですがそれは何の問題もないものでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

デジタルサイネージと呼ばれる広告物のことかと思いますが。信号機自体は禁止物件にはなりますが、その周囲は通常の看板と同様に許可地域であれば設置可能なものとなっております。

【瀬口会長】

後で資料配っていただける金沢市の場合は、今おっしゃったことが非常に問題で、例えば信号機の近くに信号の色と同じような看板を出してはいけないとなっていたかと思います。

つまり信号と間違えて交通事故の原因になる恐れがある、だから今のデジタルサイネージも同じで、信号が見えにくくなるようなものを信号機の前に出さないようにとやっています。

安全性ということで考えれば、かなり緊急度が高いように思うので、交通事故が実際どういうふうになっているかをチェックするというのもあるかもしれませんが、予防的に考えると視野に入れるということも必要かもしれません。

これは県ではできないかもしれませんが、市の条例では可能になるように思います。

それでは次に入江委員、お願いいたします。

【入江委員】

市長公室長の入江といいます。よろしくお願いします。

この屋外広告物っていうのは、地域の景観、あるいは経済活動にも大きな影響を与えるものであると思っています。

そういう観点からもこの設置ですとか運用に関しては、慎重な配慮が必要ではないかなというふうに思っておりますので、地域住民の方や、関係者の方と連携をしながら、市としてもよりよい屋外広告物のあり方を検討していく必要があると思います。

【瀬口会長】

全員から意見をお伺いしましたので、次の審議会はどのような形で進むのでしょうか。そこを説明いただいとくと皆さん意見が出しやすいかと思うのですが。

どんな心構えで次回以降、準備しておけばいいか、お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

次回は7月に第2回目を予定しております。

そこでは、今回皆様にいただいた意見を踏まえました条例案をパブコメ案という形で提示をさせていただきたいと思います。

その後、8月から9月にかけて1ヶ月間パブリックコメントを実施し意見聴取をした後に、意見があればその意見に対する市の考え方等を第3回目の審議会において皆様にご提示し、最終案として完成をさせたいと思っております。

その後12月議会に条例を提出いたしまして、議決をいただきましたら条例公布、周知期間3ヶ月間程とりまして、来年度の4月1日から施行というスケジュールで考えております。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

そういうスケジュール感でありますので、次回がもうパブコメ案が出てくるということです。

全体を通して、この新たな市の条例の規制内容、先ほど倉知委員からいただいたのも1つの規制内容に近いご意見だと思いますし、他の委員の皆様からもいただいたと思いますが、全体を通して或いは規制内容についてもう少しこういうのがあったらいいなというのがありましたら願いたいと思いますがいかがでしょうか。

経済活動と密接にあるという意見もありましたが、経済活動を阻害させない程度に、バランスをとりながら景観を良くしていく、経済がいい都市ほどみんなに住んでいただけるとい

う効果もあるかもしれないので、そのバランスはあるかもしれませんが。

どうでしょうか、皆様がた全体を通して、特にございませんか。

【松浦委員】

今回のパブリックコメント案で規制に関する内容も出てくるということでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

パブリックコメント自体は条例、条例についてのパブリックコメント案という形になっているかと思います。

ですので、施行規則までは今回載せておりますが、先ほど申し上げました色々な基準ですね、そういった重要な部分については次回お示しして、皆様から次回ご意見をいただこうと思っております。

【瀬口会長】

規制内容についてはどこかにありましたかね。

別表の第2のところです、そこを見ると共通基準というのがあって、屋外広告物については都市美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと、原色を過度に使用していないこと、電飾設備に有するものであっては美観を損なわないこと、塗装がはげたりしていないこと、内容についてはその2つでしょうか。

色と大きさは別にあるかもしれませんが、それから個別基準については、大きさ、形状についてもありますね。

それから地色に原則として黒色または原色を使用しないこと、というように、中身についてお諮りしているわけでして、今回はこのままこれが来るかもしれませんが。

私の感覚で言いますと、黄色は嫌だなと個人的に思っていて、黄色とか赤など神経を逆なでするといいますか落ち着いた色じゃないという気がしまして、そういったものをケースバイケースで、例えば小牧山の周辺はもう少し落ち着いた色にしようとか、あるいは桃花台ニュータウンの中ではこんな色はもっと駄目ですよとか、今のところそういった内容はありますが、皆さんどうでしょう。

本日意見をいただかないと次はパブコメ案ですので、変更ができないと思います。

【事務局（丹羽課長）】

やすらぎみちの基準に関しましては、色の基準というのは次回の検討事項としております。今言われました基準に関しまして、次回までにご意見等々あれば事務局の方におっしゃっていただきたいと思います。

【瀬口会長】

建物については色基準はありましたか。

通常はマンセル記号で、この範囲に入ってくれというところが多いんです。

そういう基準があると、建物についてもこの範囲の色を使う、それから屋外広告物についてもこの範囲の移動を使う、その色を強調したい場合はあくまでも面積が小さければいいですよっていう規定をしているところもあるんですね。

今回の広告物のところはこれでいいのかわかっていうのは、また検討していただきたい

ですね。

金沢の例を見てみましょうか。

今日私が持ってきた資料になります。

まず8ページのところを見ると、地域区分をしているんですね。

地域区分がなかなか細かい、用途地域に対応してあるそうです。

用途地域に対応してあって、それでまたその中を第1種禁止区域、第2種禁止区域、第3種禁止区域という。伝建地区があるので、やすらぎみちと同じでそういうところは厳しくしようということになっています。あとは小牧市と同じように許可区域があって、それから広告物活用地区、これは愛知県の条例でもあったと思うんですけど、むしろ広告を活用するような地区を定めていくというのが金沢の場合やっていることですね。

それからバスですとか、夜景についてもいろいろあって、その最後の14ページのところにそれぞれの地区の中で中身はどうなっているかというのがあります。

自家用広告物以外の場合は特に重要ですね。自家用広告物は、先ほどの話があるように商売と関係していますので、個数とかはルールを決めていると思いますけど、自家用広告物以外のものを禁止している地区と禁止してないところと分かれています。

小牧市の場合、小牧駅前ビルの上に自家用以外の看板がたくさん並ぶということを許すか許さないか、今はないですが、将来できるときに許さないっていうことができます。

それから壁面はどうするか。壁面にも広告を出す人はいますし、ビルの中にガラスを通して広告を出すケースもある。

金沢は相当厳しいことがわかるかと思いますが、金沢と同じにする必要はないかと思いますが小牧市の皆さんの感覚に合った、中身にしていいただければと思います。

小牧市の場合はこの景観重点地区を増やしていけば、その景観重点地区内は、住民の方の同意があることが前提だと思いますけど、そういう地区が増えれば、市内の中にそういう景観のコントロールされているところが増えるということになるかと思いますが。景観重点地区は増やしていこうというふうに考えているのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

今の現時点では具体的な予定はありませんけれども、ご地元の要望だったり、周辺の状況だったりによっては検討していくこととなると思います。

【萩原委員】

今会長からお話のありました金沢の例で、この広告物の基本要件の中で最後の部分を見ていたのですが、この中で先ほどの信号機との広告物との関係、安全性の観点で6のその他に書いてあり、確かにこうした広告物の基本要件、色彩も含めて非常に参考になるなと思って今見ていたところです。

金沢の条例自体を見ていないので何とも言えないのですが、この広告物のこの基本要件について、おそらく市条例、あるいは規則の中で書かれているように思います。

一方、小牧市の規則に戻りますと、小牧市の規則の別表第2のところでこれに関連する内容が書かれていたと思うのですが、これはどう読み込むのでしょうか。

そもそも広告物を掲示する際の基本要件というのは、小牧市の条例或いは規則の中のどこに書かれているのか。

金沢でいうこの基本要件に当たるものが、小牧市ではどこにあるのかという点が疑問に思

いました。

【事務局（丹羽課長）】

規則の 10 条において、許可の基準を別表 2 に定めています。

【萩原委員】

わかりました、規則の 10 条に条例の 11 条とあり、条例の 11 条が許可の条件になっているわけですね。ありがとうございます。

【瀬口会長】

よろしいでしょうか皆さん他にご意見ございますか。
金沢に負けない小牧市にしていいただければと思います。
それでは、次第の 5、その他であります。
事務局から何かありましたらお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

その他といたしまして、3 点ご連絡をさせていただきます。

1 点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。

その後市のホームページにて公開をさせていただきますので、ご承知おきください。

2 点目としまして、次回の審議会についてでございます。

先ほどもありましたが第 2 回目の審議会は 7 月ごろに開催を予定しております。

第 2 回審議会の日程が決まりましたら、開催通知をメールにてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に交通安全についてのお願いであります。

交通事故を決して他人事と思わず日頃から気をつけていただくようお願いいたします。

横断歩道は歩行者優先であり、車を運転される際には、横断歩道の手前では速度を落とし、歩行者等の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【瀬口会長】

全体をとおして何かご意見があれば、ご自由におっしゃっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

なければこれをもちまして令和 7 年度第 1 回の小牧市景観審議会を閉会させていただきます。